

## 徳島県身体障がい者補助犬育成事業実施要領

### 1 目的

この要領は、徳島県障がい者社会参加サポート事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の4の(4)の別紙5に基づき、身体障がい者補助犬育成事業の具体的な事務取扱いを定めることを目的とする。

### 2 申請

補助犬の貸付けを希望する者は、毎年度、知事が別に定める日までに次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 身体障がい者補助犬貸付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 身体障がい者補助犬飼育同意書（様式第3号）ただし、自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者に限る。
- (4) 住民票抄本
- (5) 身体障害者手帳の写し（住所、氏名、手帳番号、等級、交付年月日、生年月日及び障がい名が確認できること。）
- (6) 市町村県民税課税証明書

### 3 調査等

- (1) 知事は、2により申請のあった者について、貸付けを希望する補助犬の種類に応じた委託事業者に対し、必要な調査を実施することを依頼する。
- (2) 前項の調査を行った委託事業者は、身体障がい者補助犬貸付調査書（様式第4号）を作成し、知事に提出する。

### 4 審査

- (1) 補助犬の貸付候補者は、別に定める身体障がい者補助犬貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、選定する。
- (2) 審査委員会の運営に関することは、知事が別に定める。

### 5 実施要綱別紙5第4の3の(5)に規定する「補助犬を適切に飼育できると認められる者」とは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助犬の使用、飼育、衛生の確保等、適切に管理するとともに、それに関わる一切の費用（飼料代、獣医療費、衛生用品費等）を負担できる者
- (2) 家庭環境が整っている者（家族及び同居人の協力、理解が得られること。本人、家族、同居人に犬アレルギーの者がいないこと等）
- (3) 補助犬を室内で飼育するための住宅環境が整っている者（庭、ベランダなど、犬の排泄スペースが確保できること。補助犬の適切な飼育場所を室内に確保できること等）
- (4) その他、補助犬が適切に稼働できる環境が整っている者（補助犬の稼働の妨げとなる動物を飼育していないこと等）

## 6 貸付候補者の決定

知事は、審査委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内において貸付候補者を決定する。

## 7 貸付候補者への通知

- (1) 知事は、貸付候補者を決定した場合、身体障がい者補助犬貸付候補者決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。
- (2) 貸付候補者以外の者についても、速やかにその旨通知する。

## 8 決定の取り消し

知事は、貸付候補者の決定後、貸付候補者が次の各号の一に該当することが判明した場合は決定を取り消すことができる。

- ① 提出された貸付申請書等に虚偽の記載があった場合
- ② その他、貸付候補者とすることが適当でない認められたとき

## 9 業務の委託

知事は、貸付候補者が決定した場合、補助犬の種類に応じて、委託事業者に補助犬の育成及び貸付業務を委託する。

## 10 訓練

貸付候補者は、委託事業者における訓練犬（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条第1項第3号、第2条第1項第3号及び第3条第1項第3号に規定する訓練犬をいう。）の使用に関する訓練を受け、所定の課程を修めなければならない。

### 11 貸付の決定

知事は、前条の訓練の結果、貸付が適当と認められた者については、身体障がい者補助犬貸付決定通知書（様式第6号）を交付し、身体障がい者補助犬受領書（様式第7号）と引き替えに補助犬を貸し付けるものとする。

### 12 事後指導等

委託事業者は、補助犬の貸付後において、借受者から補助犬を適切に飼育管理する等の指導の求めがあった場合、協議に応じるよう務めるものとする。

### 13 費用負担

- (1) 10に規定する訓練に係る貸付候補者の旅費については、貸付候補者の負担とする。
- (2) 補助犬の貸付は、無償とする。
- (3) 貸付後の補助犬の飼育費等については、借受者の負担とする。

### 14 届出

借受者は、居住地または氏名を変更したときは、速やかに身体障がい者補助犬借受者変更届書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

### 15 状況報告

借受者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助犬の健康状態並びに基本動作

及び補助動作の状況について報告しなければならない。

#### 1 6 返還等

- (1) 借受者またはその使用する補助犬が次の各号の一に該当するに至ったときは、借受者は身体障がい者補助犬返還届書（様式第9号）を知事に提出し、当該補助犬を返還しなければならない。
  - ① 障害者支援施設またはこれに類する施設に入所したとき
  - ② 借受者が、負傷または罹病のため入院し、長期にわたって療養を要するとき
  - ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者が、その家屋の所有者または管理者から補助犬の飼育についての承諾が得られなくなったとき
  - ④ 借受者が死亡したとき
  - ⑤ 補助犬が死亡したとき
  - ⑥ 補助犬が、老衰又は不測の事故等により補助犬としての機能を果たさなくなったとき
  - ⑦ その他、補助犬が不必要または使用できなくなったとき
- (2) 前項の規定に関わらず、知事が特に必要と認めたときは、補助犬の返還を要しないものとする。
- (3) 県は、補助犬が死亡以外の事由により返還された場合には、委託事業者の協力を得て、リタイア犬ボランティア等適切な者に預託することができるものとする。

#### 1 7 賠償責任等

- (1) 知事は、次の各号に掲げる行為があったときは、借受者から適正な評価による補助犬の代価の全部またはその一部を賠償させることがある。
  - ① 故意または重大な過失により補助犬を殺傷したとき
  - ② 補助犬を売却し、または譲渡したとき
- (2) 借受者は、補助犬によって他人に損害を与えたときは、自らその責任を負うものとする。

#### 1 8 帳簿の整備

委託事業者は、身体障がい者補助犬貸付台帳（様式第10号）を備えなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(様式第1号)

# 身体障がい者補助犬貸付申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 住 所  
氏 名

徳島県身体障がい者補助犬育成事業実施要領に基づき身体障がい者補助犬の貸し付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請後、詳細について調査が実施されることに對し同意します。

希望する身体障がい者補助犬の種類		盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬				
本人の状況	(ふりがな) 氏 名					
	生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
	住 所	〒			電 話 ( )	フアクジリ ( )
	現在の職業勤務先 (就業予定)等					
	職 歴	期 間		内 容		
年 月 日～		年 月 日				
年 月 日～		年 月 日				
年 月 日～	年 月 日					
家族の状況	氏 名	続柄	年令	職 業	備 考	
住居の状況	1 持ち家(一戸建て)    2 持ち家(共同住宅)    3 県営住宅 4 市町村営住宅    5 公社・公団住宅    6 借家(一戸建て) 7 借家(共同住宅)    8 間借    9 社宅    10 官公舎					

県内在住 状況	県内在住年数（      年） 今後の県内在住の見込み
身体障がい 者補助犬の 貸付を希望 する理由 ※ 1	
身体障がい 者補助犬貸 付後の社会 参加活動の 見込み ※ 2	
家族・同居 人等の協力 の見込み ※ 3	
備 考	

〈添付書類〉

- 1 誓約書      2 飼育同意書（自宅以外の者）      3 住民票抄本  
4 身体障害者手帳の写し（住所、氏名、手帳番号、等級、交付年月日、生年月日、  
及び障がい名が確認できること）      5 市町村県民税課税証明書

〈記載上の留意事項〉

- ※ 1 身体障がい者補助犬にしてもらいたいと考えている事項について具体的に記載してください。  
※ 2 身体障がい者補助犬を使用することにより、活動の幅がどのように広がるか等について記載してください。  
※ 3 身体障がい者補助犬を飼育、管理するにあたり、どのような協力が得られるのかについて記載してください。  
(注) この申請書は、貸付候補者を選考するための資料となりますので、できるだけ具体的かつ詳細に記載してください。

(様式第2号)

# 誓約書

身体障がい者補助犬育成事業実施要領に基づき身体障がい者補助犬の貸付を受けたときは、その飼育及び管理の義務と責任を負うとともに、次の各事項を遵守することを誓約いたします。

また、万一これに違反した場合は、身体障がい者補助犬の貸付を取り消されても異議はありません。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 住 所  
氏 名

- (1) 身体障がい者補助犬を虐待又は放置してはならないこと。
- (2) 身体障がい者補助犬に必要な給食は、これを欠かしてはならないこと。
- (3) 身体障がい者補助犬を譲渡し、若しくは担保に供し、又はこれを第三者に貸与してはならないこと。
- (4) その他の身体障がい者補助犬の飼育及び管理について、関係法令を遵守しなければならないこと。
- (5) 身体障がい者補助犬の健康管理には十分注意を払い、これの愛護に努めること。

(様式第3号)

# 身体障がい者補助犬飼育同意書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(家屋の所有者又は管理者)

住 所

氏 名

身体障がい者補助犬の飼育について、次のとおり同意します。

家屋借受人氏名	
家屋所有者氏名	
家屋（施設）名称	
家屋所在地	
期 間	身体障がい者補助犬貸与期間中
備 考	

注) この同意書は、自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者が提出すること。

(様式第4号)

## 身体障がい者補助犬貸付調査書

身体障がい者補助犬貸付希望者(本人)の状況	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	住所	
	障がいの 具体的状況	
身体障がい者補助犬を飼育するうえでの環境の適否	住居の状況 ※1	・室内飼育の可否 可能 ・ 不能 ・排泄場所の確保 可能 ・ 不能 ・所見
	本人・扶養義務者等の経済状況 ※2	・経費を負担する者 ( ) ・本人との関係 ( ) ・経費負担能力、長期的見込み等
	身体障がい者補助犬の飼育(世話)を担当する者の状況 ※3	・申請者のみでの飼育(世話) 可能 ・ 不能 ・補助犬の飼育(世話)の見込み
	本人・扶養義務者・同居人等の理解の状況 ※4	・補助犬の飼育に反対する者の有無 有 ・ 無 ・犬アレルギーの者の有無 有 ・ 無 ・理解及び協力の状況
	その他 ※5	
身体障がい者補助犬を必要とする理由	本人が身体障がい者補助犬に望んでいる具体的事項	

身体障がい者補助犬を必要とする理由	身体障がい者補助犬の使用により実現できる事項、生活の幅の広がり等 ※6	
合同訓練及び身体障がい者補助犬使用の見込み	健康・医療面における見込み ※7	
	その他の観点からの見込み ※8	
	補助犬認定の見通し ※9	
その他参考となる事項		
委託事業者	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 事業者名 調査員氏名	

〈記載上の留意事項〉

- ※1 身体障がい者補助犬を飼育するうえで、住居の構造、設備等が適切であるかどうかについて記載してください。
- ※2 身体障がい者補助犬を飼育する場合に必要な経費（飼料代、獣医療費、衛生用品費等）について、本人・扶養義務者の負担能力（継続的な負担の見込み）について記載してください。
- ※3 本人のみで身体障がい者補助犬の飼育（世話）を行うことができるかどうか、それができない場合には、飼育（世話）について誰の協力を得るのか、それにより、十分な飼育（世話）をすることができるかどうかについて記載してください。
- ※4 身体障がい者補助犬を飼育するうえで、扶養義務者、家族その他同居人の理解と協力が得られるかどうか、犬アレルギーの者がいないかどうか等について記載してください。
- ※5 その他、身体障がい者補助犬の稼働に支障をきたす虞れのある事項について記載してください。（これに該当する動物を飼育しているかどうか等）
- ※6 身体障がい者補助犬を使用することにより、身体障がい者補助犬に期待する事項がどの程度実現でき、本人の生活がどのように改善されるか（活動の幅がどのように広がるか）等についても記載してください。
- ※7 本人が合同訓練に参加すること及び身体障がい者補助犬を継続使用することについて、健康面・医療面での支障がないかどうかについて記載してください。
- ※8 健康、医療面以外に支障となる点について記載してください。
- ※9 身体障がい者補助犬育成事業委託年度の6月中に本人が貸付候補者に決定された場合、当該年度の3月中に本人に係る身体障がい者補助犬の認定が受けられることへの見通しについて記載してください。

(様式第5号)

# 身体障がい者補助犬貸付候補者決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

徳島県知事

㊟

令和 年 月 日付けで申請のあった身体障がい者補助犬について、あなたを貸付候補者として決定したので通知します。

なお、今後、県の指定する訓練事業者において所定の訓練を終了し、その結果、貸付が適当と認められた場合に、身体障がい者補助犬を貸し付けることとなります。

(様式第6号)

# 身体障がい者補助犬貸付決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

徳島県知事

㊟

令和 年 月 日付けで申請のあった身体障がい者補助犬について、次により貸し付けることに決定したので通知します。

なお、身体障がい者補助犬受領の際は、身体障がい者補助犬受領書を提出するとともに、注意事項を遵守してください。

身体障がい者補助犬	身体障がい者補助犬の種類		盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬	
	訓練事業者			
	犬名		認定(登録)番号	
	犬種		生年月日	年 月 日
	性別		毛色	
貸付年月日	年 月 日			
引渡場所				
備考				

注) 身体障がい者補助犬の貸付を受けた者は、居住地又は氏名を変更したときは、速やかに身体障がい者借受者異動届を知事が指定する委託事業者に提出しなければならない。

(様式第7号)

## 身体障がい者補助犬受領書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日 付けで貸付決定のあった次の身体障がい者補助犬については、確かに受領いたしました。

身体障がい者補助犬の種類	盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬
犬 名	
認定(登録)番号	
犬 種	
生年月日	年 月 日
性 別	
毛 色	

(様式第8号)

# 身体障がい者補助犬借受者変更届書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名

令和 年 月 日に身体障がい者補助犬借受者の住所、氏名を変更した  
ので、次のとおり届け出ます。

身体障がい者補助犬の種類		盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬	
犬 名		認定(登録)番号	
住 所	変更前		
	変更後		
氏 名	変更前		
	変更後		
備 考			

(様式第9号)

# 身体障がい者補助犬返還届書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名

次のとおり、身体障がい者補助犬を返還します。

身体障がい者補助犬の種類	盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬		
犬 名			認定(登録)番号
返還の理由	<ol style="list-style-type: none"><li>1 障害者支援施設又はこれに類する施設に入所</li><li>2 借受者が、負傷又は罹病のため入院し、長期にわたって療養を要する</li><li>3 家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育についての承諾が得られなくなった</li><li>4 借受者の死亡 (死亡年月日： 年 月 日 )</li><li>5 身体障がい者補助犬の死亡 (死亡年月日： 年 月 日 ) (死亡原因： )</li><li>6 身体障がい者補助犬が、老衰又は不測の事故等により身体障がい者補助犬としての機能を果たさなくなった</li><li>7 その他、身体障がい者補助犬が不必要又は使用できなくなった 具体的理由</li></ol> <p style="text-align: center;">〔 〕</p>		

(様式第10号)

## 身体障がい者補助犬貸付台帳

借受者	氏名			男・女	生年月日	M T S H	年	月	日
	手帳番号			障がいの種類			等級		
	住所								
	貸付年月日	年 月 日							
身体障がい者補助犬	種類	盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬			(補助犬の写真)				
	犬名		認定(登録)番号						
	犬種		生年月日	年 月 日					
	性別		毛色						
	訓練歴	年 月 日 ~ 年 月 日							